ホームヘルパーステーション　ナーシングライフ

（介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業）

重要事項説明書

1　ホームヘルパーステーション　ナーシングライフの概要

（1）事業所の概要

事業所名	ホームヘルパーステーション　ナーシングライフ
所在地	青森市大字矢田前字弥生田47番地2
電話	017-726-5255
ＦＡＸ番号	017-726-9600
介護保険事業所番号	第一号訪問事業（0270100498）
サービス提供地域	青森市

（2）当事業所の職員体制

職　種	資　格	職　務　内　容
管理者	介護福祉士	常勤１名 管理者は、訪問介護従事者及び業務の管理に当たる。
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤３名 利用調整・技術指導 入浴、排せつ、食事等の生活全般にわたる援助
訪問介護員	介護福祉士	常勤６名（内、１名は管理者と兼務） 入浴、排せつ、食事等の生活全般にわたる援助
事務職		常勤１名 必要な事務を行う。

（3）営業時間（サービス提供時間）

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで	午前８時３０分～午後５時３０分

※上記の営業時間のほか、利用者の希望に応じ、サービス提供については、２４時間対応可能な体制を整えます。

2　当事業所の訪問介護の事業の目的及び運営方針

【事業の目的】

要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当事業）を提供することを目的とします。

【運営方針】

（1） 介護予防計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行います。

（2） 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

（3） 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。

（4） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

（5） 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

（6） 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

（7） 第一号訪問事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。

3 サービス内容

（1）身体介護

●起床介助	●就寝介助	●排泄介助	●整容介助
●食事介助	●衣服の脱着	●清拭	●入浴介助
●体位交換	●服薬確認	●通院介助	●その他

（2）生活援助

●調理	●洗濯	●清掃	●買い物
●薬の受取り	●衣服の入替え	●その他	

（3）その他のサービス

●介護相談	●その他

4 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護保険負担割合証の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。設定料金の基本となる時間帯は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。やむを得ない場合で、かつ、利用者の方の同意を得て２人で訪問した場合は、２人分の料金となります。

（1）基本料金 ※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料（1か月あたり）	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
訪問型独自サービス１１	週１回程度のサービス（事業対象者：要支援１・２）	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型独自サービス１２	週２回程度のサービス（事業対象者：要支援１・２）	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービス１３	週２回を超える程度のサービス（事業対象者：要支援２）	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣の告示を基に青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（2）加算

以下の要件を満たす場合、上記の利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額（1月につき）			
		基本利用料	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回月にサービス提供責任者が自ら訪問した場合等に算定	2000円/月	200円/月	400円/月	600円/月
介護職員等処遇改善加算 Ⅰ イ（※1）	介護職員の人材確保、適正なサービスの保持、賃金改善を図る観点から、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす場合を評価	所定単位数 × 27．0％			
2人で訪問した場合		所定単位数 × 200％			

（※1）区分支給限度基準額の算定対象からは除かれます。

（3）減算

以下の要件を満たす場合、上記の利用料に以下の料金が加算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算（限度額管理の対象外）	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人未満の場合）。上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）。	基本部分×90％

（4）交通費

青森市内　無料

青森市外　青森市を越えて行うサービスに要する交通費は、その実費をお支払いいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、青森市の境界から片道1ｋｍ（端数切り上げ）につき55円（税込）をお支払いいただきます。

（5）その他

① 利用者の方の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、事業所に連絡する場合の電話等の費用は利用者のご負担になります。

② 料金は月末締めで、毎月20日頃に前月分の請求書を発行します。お支払い方法は、口座自動引落し、銀行振込となっております。口座自動引落しの方は、指定の用紙にご記入ください。

③ 利用予定日の前日午後5時30までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむを得ない場合は、取消料はいただきません。

利用予定日の前日午後5時30分までに申し出があった場合	無　料
利用予定日の前日午後5時30分までに申し出がなかった場合	利用者負担額相当額

5　サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。

※居宅サービス計画（ケアプラン）作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

① 利用者の方のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了１か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者の方が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付サービスを受けていた利用者の方の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 要介護・事業対象者認定を受けた場合
- 利用者の方が亡くなられた場合

④ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者の方、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者の方は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- 利用者の方が、サービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したのにもかかわらず７日以内に支払わない場合、または利用者の方やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6　緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、速やかに主治医に連携する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を行います。

主治医	医療機関名		主治医氏名	
	住所		電話番号	
ご家族	氏名		続柄	
	住所		電話番号	

7　虐待防止に関する事項

（1）事業所は利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

② 虐待防止のための指針の整備

③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（2）事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。

8　身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9　サービス内容に関する苦情

（1）当事業所のお客様相談・苦情窓口

担 当 者　　遠嶋　一枝

電　　話　　017−726−5255　／　FAX　017−726−9600

受 付 日　　月～土曜日（ただし、祝祭日、12月29日～1月3日を除く）

受付時間　　午前8時30分～午後5時30分

（2）苦情処理体制

苦情の申し出があった場合は苦情処理担当者が迅速な調査を行い、苦情として取り扱うべきものか、あるいは相談や問い合わせとして返答できるものかを、相談内容に関わる職員間で協議し、相談や問い合わせであれば速やかに対応します。苦情として取り扱うべきものと判断された場合は、苦情処理責任者（管理者）に報告し検討した上で、説明、謝罪、改善、賠償等を行います。それでも解決しない場合は苦情処理委員会を開催し利用者等と話し合い、再度説明、謝罪、改善、賠償等を行います。委員会を経ても解決できなかった場合は、市町村・国民健康保険団体連合会に報告し、その指示に従って解決いたします。

（3）その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・青森市役所　介護保険課　　017−734−5257

・青森県国民健康保険団体連合会　　017−723−1336（代表）

・青森県運営適正化委員会　福祉サービス相談センター　017−731−3039

10　事故発生時の対応

事業所のサービス提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者のご家族、地域包括支援センター等に連絡を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。このため、事業所はあらかじめ公益社団法人全国老人保健施設協会正会員用団体保険に加入して、この保険に基づく範囲で賠償いたします。ただし、その損害の発生について利用者の

故意又は過失が認められる場合はこの限りではありません。

11　個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについて、個人情報保護法、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（厚生労働省）を遵守し、適正に行います。
詳細は別紙にてご説明いたします。

12　守秘義務の遵守

当事業所の従事者及び従事者であった者は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。また、介護記録などの取扱いには細心の注意を払い、情報の漏洩を防止します。

13　衛生管理等

（1）事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

（2）事業所は、感染症の発生及びまん延を防止できるよう、次の措置を講じます。

① 感染症対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
③ 感染症及びまん延防止のための定期的な研修の実施
④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

14　業務継続に向けた取り組み

（1）　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する第一号訪問事業の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（2）　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15　地震等の災害時の対応

利用者宅において訪問介護員等が身に危険を感じた場合は、利用者及びその家族等の同室者の安否確認・出口の確保後に、訪問時間終了を待たず事業所に戻る等、災害対策マニュアルに定められている規定通りの行動をとります。

なお、災害等によるサービス休止の判断基準を以下のように規定し、基準に合致する場合は必要なサービスの一時停止または提供日時の変更を行います。

- 気象庁より台風に伴う暴風域に入るとの予測が発表された場合
- 青森市又は気象庁から警戒レベル3（大雨警報・洪水警報）以上が発令された場合
- 災害により道路が冠水したり土砂崩れで通行できない場合

16　その他

ホームヘルパー等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただいております。

令和　　年　　月　　日

以上、サービス開始にあたり、介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業重要事項説明書に基づいて説明しました。

事業所

所在地　青森市大字矢田前字弥生田４７－２

名　称　社会福祉法人　恵寿福祉会

ホームヘルパーステーション　ナーシングライフ

管理者　　三上　八千代　　印

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業所から第一号訪問事業についての説明を受け同意いたしました。

利用者　　住所

氏名

（代理人）　住所

氏名

（利用者との続柄　　）

上記を証するため、本書２通を作成し、利用者及び事業所が署名又は記名・押印の上、それぞれ１通ずつ保有するものとします。